(明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可) 月曜日休刊(祭日及日曜の翌日休刊) 明治四十二年八月一日 (日曜日) 第百七十六號 (一)

京城新報

人の一生は重き荷を負て遠き道を行くが如し急ぐべからず

緑蔭漫語(二) △△生

▲大隈伯早稲田の不老境に吟嘯し例の長廣舌を弄して日韓新協約の覺書を批評して、言々句々稱贊と滿足とを以て迎ね敢て一語の揚足を取るなきは伯の批評としては珍らしきことなり、唯伊藤公は我國政治家中最も卓絶せる手腕を有し殊に外交に於て練達の譽ある人なり曾禰子も外交には經驗あり且つ悧巧なる人、現首相桂侯も亦材幹を以て鳴るの人なり是等の人々が熟議の上作りたる覺書なれば惡からう筈はなし云々との言は三人者をして何となく過賞したるの嫌なしとせず、而も伯は從來伊藤公の統監たりし時代にあつては多くの場合に於て同情者の一人たりしも、間々缺點を指摘して「惡●●●●●からう筈なき」伊藤公の政策を非難したることもありたり曾禰子は外交に經驗ありさい●ば經驗なきにしもあらざれど唯开は所謂なきにしもあらざる的にて到底樽俎折衝の人にあらざる事は伯に於て先刻御承知の筈なり、

▲若し夫れ桂侯の材幹に於て鳴るに至つては萬人の認むる所何人と雖も異議あるなし唯侯の材幹は心中間々伯の冷嘲を買ひ伯に取つて小材幹の如く思惟せしむるものあるぞ不可思議なれ、要するに伯は飽迄も人の惡き批評家つむじの曲つたれ饒舌家として一生を終始せんとするの意なるか、

▲民議と當局者の意見とは多くの場合に於て相違するものなり、相違尙可なり、されど烏と鷺、男と女程の相違には少々面喰はざるを得ず、例證現に目前に在り假に一例を擧ぐれば韓國鐵道を南滿鐵道に合併せんとの説は全然虚報なり當局者に在つては未だ耳にせずと、吁是れ終に虚報か余輩爰に至つて迷なき能はず然れども將來合併せんとするの説既に世上に囂々たるものあるに拘はらず未だ其の説を耳にせざるといふに至つては如何にしても首肯し能はざる所なり而も又同當局者の或る者は熾んに此の合併問題に腦漿を絞り終に内定せりと聞く然らは終に合併か余輩爰に至つて更に迷なき能はず、吁民心の嚮背何れの邊にか適歸すべき、

俳句

●日曜吟● 龍山すみれ會

淸見がに細き月よりかせ薫る　松月
橘に殘んの月やかせかほる　笹波
かほり來る日本の風の便り哉　松月
かせかほる松や舞子の波皷　秋花
業成りて歸る船路や風かほる　淡水
捲き上げて居る手の白し靑簾　同
月の出を捲く宵濱や靑すだれ　天心
江に臨む三軒茶屋や靑すだれ　松月
瀨しぶき苔むす巖や靑すだれ　六坊
月の出や琴止めて捲く靑簾　四樂

鬼の棲む飛彈の奥にも新茶哉　中庸
敷居越し新茶に長き噺しかな　天心
新茶出て苦戰を噺す老師かな　六坊
宵月と庭師とかたる新茶かな　淡水

第一三席　桃川燕玉演

葱鮪を一つ召上ると、葱の中へ汁が一杯入つて居る、恐ろしい熱いやつが正面に咽喉にツーッと來たから、驚いたのは備前の太守、「コレ仲右衛門、非常にどうも是は熱い汁が咽喉へ通る、如何いたした」仲「恐れながら其れは葱鐵砲と申します、御氣を御付け遊ばせ」内「それは危險なものぢや」仲「舌の先で味はつて後にれ上り遊ばすやう、左樣な憂はございませぬ」内「ア、左樣か、其方は如何にも博學な奴だ」と御褒め遊ばしたが、ナニ博學でなくッたつて大概知つて居る。其日に召上つた葱鮪がすてきに御意に協つて澤山に御酒を召上つて、其日は向島の方をぐるりと御廻り遊ばして御歸りになる。翌朝になるとサアどうも御頭が大分病める、と云ふのは天叢といふ調合酒を澤山れ上んなすつた、それが爲め酒が持越して頭が重い　侍「恐れながら本日は天氣快晴仕つり、麗はしき尊顔を拜し恐悦に存じます」内「今朝は何を御上り遊ばされます」内「コレ〳〵酒を持て酒を……」侍「ハッ」内「酒は二の字で宜いぞ」と仰しやつた、御家來が怪訝の顔をした。何だと云ふと昨日内田といふ居酒屋で御酒を持つて來た酒注に二の字がくつ付いて居た、二合入つてる酒注だから二の字が書いてある、そこで二の字と覺えてしまつた、肴は葱鮪と云ふのを、御大名の事だ聞忘れてしまつて葱わッと申すものだと仰しやる　侍「恐れながら御肴は」内「葱わッと申すものだ」侍「ヘ、エ……」三度聽いた、同じ事を繰返しさう度々聽けないから台所へ退つて來た　○「今日は御上の御上りは何で……」侍「エ、御酒をれ上りだ、酒は二の字で宜いと仰せられる」○「二の字、いやに酒落てるぢやアないか、二合持つて來いと仰しやる」侍「れ肴は……」侍「れ肴は葱わッと云ふ物……」○「冗談仰しやつちやアいけませぬ、そんな肴があるものぢやアない、間違ふと云ふと失策ものだ、他の冗談とは違ふ、はつきり仰しやつてれ與なせい」侍「いくらはつきり御有れッたつて葱わッと云ふもの、三度伺つたが三度ながらそれだ」○「昨日何處へ往しつた」侍「向島の方へ遠乘に往しつた」○「おやア何か外でれをがんなすつたに違ひない、昨日の御供に聞いて見ろ」と云ふので、段々聽くと、内田で葱鮪をどつさり食つて來た　○「ア、葱鮪の事を仰しやる」直ぐ御料理方が最上の鮪の結構な身を賽の目に致しまして、蒸へ掛けまして惡脂を取つてしまつて、葱も白味の結構な處をすつかり蒸へ掛けましてアクを拔いて、銀のれ鍋へれ汁を拵ね、其中へ葱と鮪を放して、殿樣の御前へ持つて出た、太守の御考では鐵鍋で五分葱がジャ〳〵煮付いて居るのを御上り遊ばす積りで居た、所が銀の御鍋で汁がダブ〳〵して葱がベト〳〵致して居ります、惡脂を取つた鮪だからボク〳〵して居る、サア太守驚いてしまひ　内「何だ是は、斯樣な物が口中に入るか、昨日の葱鮪と今日のとは天地雲泥の相違である、三十餘萬石を賜はつて何一つ不足なき身の上ではあるが、昨日のやうな好き料理人を召抱ねざるのは如何にも殘念の至りだ」と仰しやつたが、いくら下方の事を御存知で居らつしやるやうでも其處が大名だから、居酒屋の番公は素晴しい料理番だと思召して居らしつたと云ふ。餘事を申上げて恐入りまするが、茲に越中樣と中山大納言が營中で大議論を致すやうな尊號事件と云ふものが出來をした、一説に此度の禁裏御造營に、越中樣が極く儉約家で物入を厭ひまする所から、御造營が如何にも粗末であつたから、それが爲に中山殿が關東へ御下向をなされたと云ふ話がございますが、決してさう云ふ次第ではない、越中樣も元々勤王家の大名、朝廷を悉く尊崇を致され御方でございますから、前々の内裏から見ますると、越中樣が今度御用掛となつて出來をしたのは餘程結構に出來て、主上も御感斜ならず、越中守に御褒めの御歌を下された位。抑々此度中山大納言關東御下向をなさるやうな事になつたのは、所謂太上天皇の尊號事件と申しまして、是は人皇百十八代光格天皇と申上げ、御實父は閑院宮典仁親王で在せられる、此御方へ太上天皇の尊號を上つらうと云ふ、元と御孝心から出ました事でございまするが、關東に於て德川十一代將軍家齊公の御實父が一つ橋民部卿治久、此御方が野心が在つしやるに依つて一たび消滅をしかゝつた尊號事件が、再び燃ね上つて來た。と云ふのは京都へ閑院宮樣に太上天皇といふ尊號を奉つる日になると江戸表に於て十一代家齊公の御實父一橋民部卿が儀同參司となつて大御所公と稱へ、西の丸へ入つて一つ威張らうと云ふ大野心がある。

京城新報

覺書中の疑義

國分檢事總長の意見を排す

今回交換せられたる日韓覺書の第二條は日本國政府は一定の資格を有する日本人及韓國人を在韓國日本裁判所及監獄の官吏に任用することゝあり、是に就きて幾多の疑問は世上に起りたるもの〻如し、斯る疑問に對する解釋は法律專門家の論議すべきものにして、余輩門外漢の喙を挾むべきにあらざるも、頃者現韓國大審院檢事總長國分氏の意見なるものは我國民の權利に重大なる關係を有するを以て余輩は茲に國分氏の公表せる意見に對し聊か常識論を試みんとするもの也。

國分氏曰く、我憲法第十九條の規定は日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均く文武官に任ぜられ及其他の公務に就くことを得との條文は我帝國臣民の權利を規定したるものに過ぎずして決して外國人が我官吏たることを否定したるものにあらず［illegible］と、若し然らば外國人が帝國官吏たる資格を有するも可なりとし、憲法第二十一條の『日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す』との規定の如きも帝國臣民の義務を規定したるのみにして在日本外國人には其義務なしと云ふに非ざる也云々と。

余輩は素より憲法學者を以て任ずるものにあらざれば、國分氏の引用せる伊藤公の憲法義解を云々するの資格なきも、專門家の本問題に對する狹義の解釋は別として假りに國分氏の意見の如きものが實行せらるゝ場合には如何なる利害を國家に及ぼすべきかを研究するの必要ありと信ずる也、素より國分氏の言はれたるが如く外國人たる韓國人を帝國官吏に任用するは憲法違反にあらざるやも知れざるも、是れ憲法制定の當時斯の如き事情の起り來るべきを豫想せずして制定したる憲法制定者の失念たると同時に我憲法の不備と云はざる可らず、之れ恰も合衆國の憲法に同一の大統領を三選四選することを禁ずるの明文なきを以て特に憲法の解釋上三選四選を主張するものあるが如し、然れども是れ乃ち合衆國憲法の不備にして又制定者の失念なり、［illegible］

國分氏の意見中『日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す』との規定の如きも帝國臣民の義務を規定したるのみにて在日本外國人に其義務なしと云ふ意味にあらざる也云々とは甚しき誤謬の論議にして本問題を支持するに足らざる也、抑も在留外國人の納税義務は條約より來るものにして、彼等は我憲法に如何に規定せらるゝも、條約其者に於て納税の義務を認むる場合に於ては納税の義務を果さゞる可らず、其例は現に横濱神戸其他の舊居留地の稅權問題に徵す、茲に於て國分氏の此引例は本問題の支持に何等の效力もなし、而して假りに國分氏の意見の如く我憲法の不備に乘じて韓國人を我裁判所の官吏に任用するとせば其結果は如何、夫れ何人も知る如く、我裁判は我 天皇の御名を以てするものなり、故に我裁判が外人たる韓國人によりて爲さるゝ場合には司法權運用の上に於て如何なる影響を我主權に及ぼすべきか、假に完全なる韓國人の裁判官ありと見做すも、韓人の利便を計る爲め韓人の司法官を使用するを便とせば、茲に韓人を我裁判官となし、韓人を啓くに於ては、其民關係の事件には自國人の判決を受けたしと申込む場合には帝國は何と之に答ふべき、斯る事は實際あり得べからざるに非ず、外人たる韓人を我裁判官となすことは大に考へざるべからず、其結果は我司法權運用の上に重大なる影響を及ぼすものにして、漫に憲法論を以て騷ぐべきに非ず、法權委任實行の機も［illegible］るもの也。

一定の資格

余輩は覺書第二條の國分氏の意見を其儘用ゐるものにあらず、第二條の冒頭に於ける一定の資格を有すると云ふ資格に就ては國分氏の［illegible］

日本臣民の歸化

余輩は學識經驗に於て差支へなしと雖も其國籍を明にし歸化して日本臣民たるものに非ず、［illegible］の解釋に非ずして世界各國の通例に從ひ外國人は何れの國に於ても其國籍を有するに至らざれば官吏に採用せらるゝの資格なし、茲に於て余輩は在韓我裁判所及監獄に日本國籍を有する者を以て資格とせんと欲す國分氏たるもの亦之を主張せんと欲するものなるも此の如き常識論に對し特に啓蒙の高教を垂れん事を。

東京電報

▲滿鐵工事準備

滿鐵會社にては安奉線問題解決次第全線の工事に着手すべく一切の準備成れり

▲將官昇任發表

昨電所報の如く村田少將外七少將三大佐は三十一日を以て昇任發表されたり

陸軍少將村田惇、同井口省吾、同谷田文衛、同［illegible］、同大谷嘉久藏、同［illegible］古、同長岡外史

任陸軍中將

陸軍大佐加藤、同柳﨑、同立花の三大佐

任陸軍少將

▲財政懇話會と大臣

三十日夜の實業家、銀行家、貿易業者懇話會には桂首相以下各大臣出席し財界振興策に關し意見を交換したり

▲將官轉任發表

村田統監付武官其他將官の轉任は昨電の如く發表されたり

統監附武官陸軍中將　村田惇
補築城本部長

統監附武官　陸軍少將　石井隼太
補築城本部長

築城本部長陸軍少將　榊原昇造
補韓國憲兵隊司令官

韓國駐劄軍參謀長兼韓國憲兵隊司令官陸軍少將　明石元二郎
免兼職

▲大阪市の火災

三十一日午前十一時發の電報に依れば今朝四時五十分大阪市傳馬通り寺町筋より出火西南に延燒し只今(十時三十分)熾んに燒けつゝあり類燒家屋八百を下らざるべし

▲氣球課の設置

陸海軍大臣監督の下に臨時軍用氣球課を設け本日官制を公布せり

▲大阪出火後報

三十一日午後二時四十分東京發の電報に依れば大阪市の出火は一千戸を灰燼に附し消防夫軍隊の盡力非常なりと(三十一日午後着)

雜報

●軍部廢止詔勅

軍部廢止は昨紙報道せる如く愈々三十一日の官報を以て發表せられたるが其の詔勅左の如し

詔に曰く朕は將來臣民發達の程度を視て增兵を要する時に至る迄軍部及武官學校を廢止す現在兵は宮中に親衛府を置き此を管掌せしめ士官養成は此を日本國政府に委托し其軍事を練達せしむ爾衆庶は朕が意を克く體せよ

御名御璽

隆熙三年七月三十日

內閣總理大臣　李完用

●軍部廢止勅令

軍部廢止親衛府新設に關し勅令第六十八號を以て卅一日發布されたり全文左の如し

第一條　軍部を廢止し宮中に親衛府を置く

第二條　親衛府官制は別に此を定む

從來軍部に屬する歲入歲出預算金額及財產は總て宮內府に移屬し現に不用に屬する財產は度支部所管に移屬す

第三條　陸軍武官學校は此を廢止す其時期は別に此を定む

武官の養成は日本國に委託する者とす

第四條　現在の將校並に將來日本政府に委託養成する者は日本軍隊に委託して軍事を研究せしむ

第五條　將校休職は る時は其俸給の半額を受け停職の時は其俸給の三分の一を受く

第六條　將來の現役を離るゝ時は別に定むる規程に依り恩給を受く

附　則

本令は頒布の日より此を施行す

●親衛府長官親任式

韓皇には三十一日午后一時十五分仁政殿に於て陸軍副將李秉武氏に對し闕宮內大臣尹侍從院卿參列の上左の如く親補あらせられたり

補親衛府長官兼侍從武官長　陸軍副將　李秉武

●暴徒被害者救恤　暴徒被害者遺族給與金として豫備金中より千圓支出の件可決したり

●協約と平北の民心　新協約發表後の平安北道に於ける地方民心は一般に平穩なる旨其筋へ電報ありたりと

●政友會の組織計畫　李俊鎔、李址鎔、俞允植氏等は政友會なるものを組織すべく計畫中なりと

●軍部事務引繼混雜　親衛府新官制の下に組織を改め表札を變更し事務を引繼ぐ等卅一日の軍部は混雜を極め居れり

●關廟と地方官廳　關廟は昨年六月歷代殿陵と共に宮內府より內部の所管に移りたるが爾來內部に於て取調中なるが終了後は地方官廳をして取扱はしむる方針なりと

●民情視察員派遣　李首相は新協約成立に對する地方民の意向を探知せんが爲め近々各道に向け視察員を派遣する由なり

●宣諭密使の派遣　李總理は鄭晩朝に旅費數百圓を支給し宣諭密使として二十五日全羅道に向け出立せしめたるが同地方は由來民情極めて輕佻にして亂を好むの傾きあるを以て特に今回協約に關する日本の眞意、統監の方針等を諭さしむる爲めなりといふ

●親衛府官制

親衛府官制は宮內府布達第三號を以て三十一日發布されたり全文左の如し

第一條　宮中に親衛府を置く

第二條　親衛府に左の職員を置く

一、親衛府長官　一人　親任

一、親衛府武官　二人　參將又は領官

一、副官　一人　領官又は尉官

一、主事　五人　下士又は判任官

第三條　親衛府長官は軍人軍屬を統督し所轄諸部を監督す親衛府長官は將校同相當官及び奏任軍屬の任免進級補職は閣議を經て上奏し下士及判任軍屬に在ては此を專行す

第四條　親衛府武官は親衛府長官の命を承て府務を分掌す(副官主事の二項省畧す)

第五條　親衛府職員定員外に親衛府附六人以內を置く領尉官及同相當官を以て此に補すことを得

第六條　前項職員中一人は親王附武官と爲すことを得

第七條　兵器彈藥の管理及處分は韓國駐劄の日本軍司令官に委托す

軍人軍屬の犯罪に關する司法處分は韓國駐劄日本軍法會議に委託す

第八條　將校同相當官に關する人事軍隊の行動其他重要規則の制定に關しては韓國駐劄日本軍司令官の承認を受くる者とす

第九條　親衛府に顧問若干を置き日本將校及同相當官を以て此に充つ

附　則

本布達は發布の日より施行す

●內閣官制改正

軍部廢止の結果內閣官制中第八條軍部に關する規定削除の件勅令第七十號を以て三十一日發表されたり

●米人の北間島視察　長洞居米國醫師タクタクハンは通譯李泰元を伴ひ二十八日發北間島視察に赴けり

●新協約と清紙

上海新聞報は新日韓協約を批評し日本は行政司法監獄制度の改善並に財政整理の口實の下に韓國の主權を奪ひたるものにして是れ清國に取り好教訓なりと說き進んで清國に警告するに主權維持の爲め法典改正、憲法實施の外採る可き道なきことを以てせり

●小田柿氏の歡迎會　在京一橋高等商業學校出身諸氏は今回來京せられたる小田柿氏の爲に今一日歡迎の宴を催すべしとの事なり

●將校數と任命者(失職)

(附武官府官制恩給規程裁判委任)

親衛府及所管軍隊に配置すべき將校及相當官數左の如し

▲親衛府　副將一名參將二名副領二名(一名は相當官)參領三名合計九名

▲侍從武官府　副將兼任一名(武官長として李長官兼任)參領相當官一名大尉三名合計五名

▲東宮武官府　參領一名正尉一名合計二名

▲近衛步兵大隊　正尉六名(外一名は相當官)副尉十名(外二名相當官)參尉十名合計二十九名

▲近衛騎兵隊　副領一名參領一名正尉四名副尉一名參尉二名合計九名

▲憲兵隊派遣　參領七名正尉十六名副尉十五名參尉十四名合計五十九名

▲騎兵と步兵　騎兵は九十一名步兵は六百四十四名

因に副將は我中將參將は少將正領は大佐以下同じ

▲長官以下任命　親衛府長官以下左の如く任命されたり

補親衛府長官兼侍從武官長　陸軍副將　李秉武

補親衛府武官　陸軍參將　李熙斗
同　趙性根

補親衛府長官副官　參領　金基元

▲失職將校の氏名　軍部廢止の結果左記の武官は豫備に編入されたり

軍部次官參將　韓鎭昌
同教育課長同　尹致成
同經理第一課長副領　趙錫祚
經理局第二課長三等司計　權重樂

▲侍從武官府官制　侍從武官府官制全文六ヶ條三十一日宮內府布達第四號を以て發表されたり其要領は舊官制と大差なく只武官長は親衛府長官兼任とし武官四名(領官二尉官二)主事五名を置く等なり

▲武官恩給規程　從來韓國には武官恩給に關する規程なかりしが今回軍部廢止の結果豫備役に編入すべき武官に適用する必要上宮內府布達第九條を以て發表されたり其要領は副將は四百八十圓參將四百廿圓三百六十圓副領三百圓正領百八十圓副尉百四十四圓參尉は百卅圓なり

▲軍事裁判委任　韓國軍人軍屬の犯罪に關する司法處分は韓國駐劄日本軍司令官に委托する事となり本日以後は軍司令部に於て處斷すべしと

▲親衛府長官訓示　親衛府長官李秉武氏は三十一日午後一時半宮中に於ける親任式終了後親衛府(軍部跡)に於て將校一同を召集し軍部廢止の詔勅を辨して懇諭する所ありたり當日は軍部教官兵道中佐以下我が將校七名列席せり

●各銀行(會社)上半期概況(其一)

第百三十銀行京城總支店

總支配人　菅原大太郎

本行資本金　五百萬圓
積立金　拾七万圓
利益配當　年八朱

京城支店預金現在　九十八萬圓余
貸出金現在　百〇三万余圓

上半期の營業景況

本行の韓國に於ける營業は五十八銀行と合併して其業務を受繼ぎたる以來行務の整理を行ふことを專らとし其業務の擴張を計る域に達せず然れども漸次に行務は整理せられ擴張の步武に向も近きにあり借上半期に於ける景況は一般經濟界の沈態の爲に金融は頗る緩漫にして三四月の交に於ては其貸出資金百十五六萬圓なりしも五六七の三ヶ月は更に緩漫となり其貸出資金は三四月頃迄は六十萬圓內外なりし預金は百〇二三萬圓となれり

貸出資金の少きは相當の擔保品なき爲と商況の振はざる爲也貸出金は擔保貸付と商業手形と半々なり擔保品に對する貸付は其價格の半價若しくは三分の一にして而も其價格の檢定は銀行に於てなす擔保品は槪して不動產にて市街宅地最も多し利益配當は五十八銀行は百三十銀行と合併せざる以前に於ては年一割の配當をなせしも合併以來整理の爲に年八朱の配當をなしつゝあり而も年八朱の配當も元五十八の株主に對してのみなり

日步は最近に於て二三厘引下げたり

仁川支店は仁川の沈態と共に更に振はず殆ど回收のみにて貸出しは更になし

釜山支店は最も成蹟よく是れ釜山の商業家は着實の方針を取りて眞面目の取引をなすが爲也將來著しき發達を見る能はざるべきも亦大なる沈態を來たす憂なし

●國民新報の招宴　旣報の如く國民新報にては紙面擴張の爲め自祝の意を表すべく三十日午後五時より日韓同業者及び關係者一同を同社に持待し祝宴を張りたるが最初社長の挨拶に就て來賓の答辭あり終つて宴に移り妓生の餘興等あり主客歡を盡し十時過ぎ散會したり

●永濱總長の納涼會　永濱關稅總長は來る八月一日夜在麻浦通稱ブラオン氏別莊に於て納涼小集を催すべしと

●本日の集會

●日本メソヂスト教會　旭町二丁目の同教會にては午前九時より聖書研究同十時より木原牧師の「道德の標準」夜八時より同牧師の「如何にして信仰を得べきや」と題する說教あり

●京城基督教會　日の出町の同教會にては午前九時より日曜學校同十時より米澤牧師の「含蓄の靈味」午後八時より同牧師の「信と愛」と題する說教あり

公人私人

▲澁谷太吉(農銀太田支配人)　不知火に投宿中三十日歸任

▲飛田清澄(農銀江景支配人)　山本に止宿中同日仁川へ

▲落合芳藏(會計檢查官)　佐藤旅館へ下宿中三十日官舍へ

▲長谷部吾人(京大醫科大學助教授)　三十日再び入京浦尾へ

近事片々

▲京城　日報子は我守備隊に向て暑中の眠氣ざましに猛獸狩を爲せと云ふ咄無禮漢奴

▲我駐　韓軍隊は今何事をなしつゝあるかを知らざるか熱天燥地に暴徒鎭壓に馳驅す

▲其苦　其勢は大戰爭に從事するよりも却て多し殊に飲食物の設備完からず苦心可察

▲然る　に何ぞや眠氣ざましとは何たる暴語ぞ咄沒分曉漢駐韓軍隊の兵勇に代て叱

▲大審　院存否は法曹界の問題となり居るもの〻如し併し三審制度は欒つ可らざる也

▲新協　約は片務的也第三國が若し煩勵して委托を取消す場合云々の說は一應理有

▲韓人　を裁判官に任用することも又法曹界の問題となり居る要は唯實利を計るに有

▲協約　總ての解釋は徒に法理に拘泥することなく帝國前途の爲に支障なき樣にせよ

▲軍部　廢止も愈々發表せらるゝ之れ當然の事にして今更彼是れ評論する程の事もなし

▲露國　の極東政策も漸次進張し來るが如しウ伯の建策は他日如何に發現し來るべき

▲黑龍　總督ウンテルベルゲン極東大守たらんとの說あり果して然らば刮目に價ひす

▲ベル　グルは元浦港の軍務知事也極東の事情に精通す其施設必ず見るべき者あらむ

▲小村　外相の辭任近きにあり其後任は加藤高明か珍田捨己ならんと高明ならば可也

▲珍田　に至りては到底外相の器にあらず外相には玆一番破格の任用を得たきもの也

▲桂藤　爵も又適任羅島將軍樺川將軍亦可也却て外交官以外に適任者はあるべき也

▲西班　牙軍隊ムール征伐に出征將校兵士の戰死する者多しと西國今や昔の面影なし

▲內に　は戰爭反對の暴徒起り教會を燒き電線を切る是れ乃ち內憂外患交々至るもの

▲佛國　飛行器發明者アレリオー氏其飛行器に乘じて英海峽を超てドウアー海岸に

▲英國　海峽は他國軍艦の侵入を防ぐの鐵壁し飛行器で空中より來れば防ぐ術なし

▲社會　主義者なるもの漸次墮落して極端なる說を唱るに至る此等は宜しく壓迫せよ

▲無政　府主義が男女の肉交を姦通に非ず權利也抔と主張する奴は國外に放逐すべし

●實業商團の組織　［illegible］先決問題として［illegible］の資金は矢張り政府［illegible］遺は發表せざるべし

［illegible］するに內定せ［illegible］

［illegible］るが辭職議員中野心を抱けるものあるも趣なれば撰擧當日は頗る紛擾を來すべしと云ふ

［illegible］靑年學友會なるものを組織し會員の選擇を嚴にして勉めて上流の士を網羅し京城、開［illegible］

［illegible］れば無功となるべき釜山鎭の大埋築は根本に於て投資者確定したる由なれば例の模型

［illegible］昌植を伴ひ廿八日出立せるが同人は米國士官にして遂安金鑛及間島、滿洲方面の視察

［illegible］卒業式は卅一日同所に於て擧行せたり

●獨逸醫學博士退京　［illegible］二十八日入京［illegible］

▲相談の相談▼
(何んでも御相談に應じ升)

◎問 記者さん私は小資本を以て食料品雜貨の御用聞きを致して居るものなるが現金では荷捌けが惡るし掛賣りすれば集金思はしからず資本流通致さず當惑致し居るものなるが此際如何に處置を取りますのが適當なるか御相談申ます(小商人)

◎答 當節の不景氣何商賣に限らず同様御困難の方少なからず迷惑れ察し申します、其所でお聞き申したいのは平均して今日迄は左程の困難もなかりしや、掛賣りの集金思はしからぬは今日に始まりしにや又は以前よりしてなりや、若し以前より掛賣りは一体に不利なりしとすれば荷捌け惡しくとも現金一方になさる方得策なるべし、然らずとせば今一奮發して試らるゝ事をれ勸めするより他に名案なし(係)

◎問 私の一家は今百廿圓計り無ければ大變なことに成るので私も思ひ切つて酌婦か娼妓にでもなる外ないと思ふも氣がすゝまぬ他に方法あらば急ぎ救へ下されたく願ひでござります(一貧女)

◎答 婦人にして纏まつた金を手に入るゝ事は現の社會では出來ぬ、特別の技倆でもなければ併し僕に心當りの事あります から本社まで來られたし面談の上御相談すべし午前十時より午後二時までに限ります(係)

◎白水よ 君の希望及び相談は全然不面會時間は
條理にして紙上に發表を憚る、斷じて相談に應ずる能はず(係)

◎注意 本欄へ御相談の方は相成るべく爾來住所氏名御明記を乞ふ、御明記有之候とも紙上に發表は不致るのみならず其當人の承諾を經ずして決して他人にこれを洩らす等の事は此れなし、此段は安心せられたし(係)

●掏摸の料理屋 ▲龍山元町白玉樓の主人仁川公園地通りにて去る十四日伊公下に當日仁川署の三刑事が一六號館前にて怪しき曲者田中庄一なるものを捕縛せし節の多き所から先づ拘留に處し嚴しく取調べをなし居たるが最初の程は知らぬ罪狀を自白せざりしが嚴しき訊問に遂に包み切れず此程遂に自白したる由なるが其自白する所に由れば田中庄一とは僞りにして實は掏摸稼業の青木寧佐奈吉保(二十)と云ふものにて數年前より神戶、長崎、馬關等を荒し

▲天氣豫報 自卅一日午後六時 至一日午後六時
北東の風曇但少雨
三十日 (華氏) 最高溫度 八七、八 最低溫度 七三、四

公告
行旅病者収容費へ寄附相成候段公告ス
右一金貳拾圓也 本町三丁目高橋千代吉殿ヨリ
明治四十二年七月三十一日
京城居留民團民長 熊谷賴太郎

●眼病藥の大王は永樂町二丁目丸一藥房發賣の富川氏製劑の眞珠白龍丹に限る七十二種の眼病全愈せざる者なし試用の分に限り定價の半額に割引仕候

●簿記學生徒募集
本校教授科目 商業會計銀行官廳鑛山工業農業鐵道家計貿易數學英語日語
●入學年齡十五歲以上四十五年以下
本校卒業生學中優等者は商店會社官廳等の各方面に就職上の特典あり
●志願者は至急申込されし是校則
京城太平町太平湯の處に在り
漢城高等簿記學校

アイボリー石鹸
用 價 心 物
各地小賣店にあり

梅毒專門
皮膚病一般
痔 注射療法(不要入院)
京城南大門朝市場櫻家旅館內
神戶養生院長
出張診察所 電話三百十二番
院長府立大坂病院專攻
元兵庫縣立福原驅梅病院醫長
醫學得業士 蘆田耕平
◎資力乏しき病者には割引又は施療を爲す
南門湯横に病院新築中に付き本月末移轉開院す

美術書畫
襖、壁、天井張
京城壽町二丁目
桂萬吉

支店開設披露
今回左記の所へ支店開設致し候に付開業披露として左の如く割引販賣候條御懇命願上候
自六月十五日
至八月十四日 六十日間
金銀懷中時計各種
掛置時計各種 一割五分引
附屬品一切
外に貴金屬附屬品に限り五分引
時計自轉車小賣部 京城本町二丁目 喜多金光堂支店(電話架設中)
時計自轉車卸部 仁川本町三丁目 喜多金光堂本店(電話七百五番)

明治廿年七月創立●京城代辦店 本町四山口呉服店 電話九番
東京火災 海上運送 保險株式會社
資本金一千萬圓●事務所 京城本町二の三電話一〇六〇番

歐米雜貨各種
洋服毛織周衣地各種
明治町一丁目
(T) 建部商店

一錢五厘デ自轉車

誰デモデキル懸賞
眼科を以て有名なる東京眼科病院長獨國醫學博士井上豊太郎先生が其病院に於て研究實驗の處方なれば患者は安心して用ゆること得病眼を不潔の手布杯にて拭ふは惡し故にロート目藥には消毒したる布を添ゆ(右圖の如し)
登錄商標
井上博士ノ
ロート目藥
問題 (一)井上博士のロート目藥の紙箱の商標人物の下方中央にある五文字は何と書いてありますか
(二)井上博士のロート目藥の紙箱の右側の効能書は何と書てありますか其文字を寫して御らん
規定 前記二問題をハガキに書き此廣告を見た新聞名を記し八月三十日迄に申込まれ東京大新聞社立會の上公平嚴正なる抽籤法を行ひ當籤者を定め當籤者は九月以後の諸新聞にて發表します
一等 英國製自轉車二輛 一輛價百圓
二等 寶石入金指輪五個 價一個十五圓
三等 銀時計五個 價一個十圓
四等 博多夏帶十筋 價一筋三圓
五等 銀貨入三百個 價一個二十錢
効能ハ的面 試ミ玉ヘ
●ロート定價大瓶廿錢、小瓶十錢。全國各藥店にあり
申込所 東京銀座一丁目 ロート目藥本舖 山田安民藥房

移轉に付き
メチヤ〳〵大安賣
廿四日より當分の內壹足に付定價の
一圓引
御賣は特に御相談可申上候
京城本町六丁目
富田第一支店
店舖御望の方は造作附讓たし

齒科治療
女子見習生募集委細面談
本町六丁目
ドクトル 中村安子(鍛そば橫町)

新築落成御披露
弊店儀各位の御引立を蒙り日に增し隆盛に趣き從て家屋の狹隘を感じ候に付過般來新築中の處愈々落成仕候間擴張と同時に店務の改良を爲し各種時計其他美術品等最も嶄新なる流行形直輸入し特別廉價を以て御需用に應し候條多少に不拘御用命の程奉願候
各國時計美術品
直輸入商
京城本町三丁目
田中兄弟時計商會(電話二五七番)
横 面

醫藥科目
活版活字鑄造 石版銅版 木版彫刻 コロタイプ版 寫眞版 銅版模寫 製本裝訂
今般日韓活版印刷株式會社ヲ日韓印刷株式會社ト改稱致シ左記ノ處ニ新築落成仕候間ノ通營業致候間倍舊御愛顧之程奉願上候也
日韓印刷株式會社
本社 京城明治町三丁目 電話(三二三番)
東京出張所 東京京橋區南鍋町一ノ十 電話新橋(三九六二番)

夜店御披露
盆栽を主とし其他各種陳列候に付納涼方々御出向被下度候
來る八月一日より毎夜開店仕候
場所 長谷川町一丁目通り
尙出店御希望の御方は長谷川町繁榮會事務所(電話千百十四番)へ至急御申込被下度候
明治四十二年七月
長谷川町繁榮會

大賣出し
漬物 味噌 醬油 製造元
京城本町五丁目
中元
大上商店(電話二五一番)
和洋酒、◎精酎、穀物麵類銘茶、鑵詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糀、塩辛、日本食鹽各種特約販賣尙御望に依り商品切手調進仕候

工場新築落成に付當分の間 二割引
軸お表装
金銀屛風
額面襖一式
壁張天井張
古香堂 京城本町一丁目 大和町

●消閑之淸遊●
京城明治町一丁目
毎日午後開會諸君子陸續御臨を賜へ
京城碁會
市中之仙境(大和湯前〇万隣)

統監府御用
宮內府御用
軸物表装、金銀屛風、額面、襖、壁張、天井張、雨戶、障子、硝子戶、其他表具、建具一式
表具 建具 京城壽町(電話二一八七番)
商 石川辰次郎

宮內省
博物館御用
古今美術書畫表裝
金銀屛風襖洋式天井張
京城壽町二丁目
表具師 松月堂 電話千三番
價實を旨とし大勉强仕候也

統監府御用
諸官衙人力車
荷物荷造及運搬
本店 京城本町三丁目(電話四〇番)
出張所 同南大門驛構內(電話七三二番)
伊藤組

日本郵船株式會社
仁川 瀛船出帆廣告
仁川海岸通 電話三九番
貨物及船客取扱店
郡回漕店 電話十番
●釜山長崎門司神戶行
山東丸 八月 一日午後三時
●大連、太沽、牛莊行
高砂丸 八月 五日正午
●大連、大沽、牛莊行
山東丸 八月 十七日午前四時
●大連、大沽、牛莊行
酒田丸 八月 廿六日正午
●釜山出帆、元山、淸津、浦鹽行
立神丸 七月
御乘船ノ際ハ税關ノ御注意ヲ求ム
送迎船ニ乘ル御方ハ本船ニテ
船出帆ノ約五十分前ニ本船ニ乘

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金四十五錢▲三ヶ月
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新報社
京城西署前本町通 電話六六三番